

結婚に伴う住宅取得を支援します！

野々市市結婚新生活支援事業



結婚を機に取得した自己名義の住宅の建物費用の一部を補助します。

※リフォーム費用・アパートの賃料・引っ越し費用は対象外

◆ 対象者 ①から⑦すべてを満たす夫婦が対象です

- ①令和5年3月1日から令和6年3月29日までに婚姻届を提出し受理された夫婦
- ②夫婦双方の婚姻日における年齢が39歳以下であること ※1
- ③直近の夫婦の年間所得の合計額が500万円未満であること
(貸与型奨学金の返済を行っているときは、年間返済額を所得額から控除します)
- ④申請時に夫婦の双方が当該住居に住民登録を有し、居住していること
- ⑤夫婦の一方又は双方が過去に類似の補助金を受けていないこと ※2
- ⑥国から当該住宅に係る補助を受けていないこと ※3
- ⑦夫婦の双方に野々市市税の滞納がないこと

※1 年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条の規定に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されます

※2 類似の補助金とは、国の「地域少子化対策支援交付金」対象事業をいいます

※3 こども未来住宅支援事業、地域型住宅グリーン事業等

◆ 対象経費

結婚を機に取得した自己名義の住宅購入費用（工事費用）の内、
令和5年4月1日から令和6年3月29日までの期間で、婚姻後に支払った費用

◆ 補助金の額 最大30万円（1世帯当たり）

夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 最大60万円

◆ 申請期限 令和6年3月29日（金）

※ 予算の上限に達した場合は受付を終了する可能性があります

※ 申請に時間を要します。申請前にご相談ください

(必要な書類・交付までの流れは裏面でご確認ください)



申請から補助金の交付までの流れ

※申請後に審査を行うため、書類提出時点では、補助は決定していません

①申請

下記の必要書類を申請期間内に提出

※申請期間:令和5年4月3日～令和6年3月29日

◆ 必要書類

- 夫婦の婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
- 夫婦の住民票謄本
- 申請の時点で発行されている夫婦双方の直近の所得証明書
- 住宅の取得に係る売買契約書又は工事請負契約書の写し
- 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（返済している場合）
※奨学金返還証明書や通帳の写し等
- 住宅手当等支給証明書（別記様式第2号）
- 対象住宅の配置図、平面図、住宅の引き渡し証明書
- 夫婦のいずれかが住宅取得費用の一部を支払ったことが分かる書類
- アンケート

②審査

提出された書類を元に審査し、補助金の交付を決定

※ 審査中に不明な点がございましたら、追加資料をお願いすることがあります

③交付決定

申請者へ交付決定通知書と請求書様式を郵送
(不交付の場合は、不交付決定通知書を送付)

④請求

①請求書及び
②振込先口座を確認できる書類(通帳等)の写しを提出

⑤振込

請求書に記載された口座に振込
(請求書を受け付けた日から 30 日以内)